高所作業車運転技能講習のご案内

|  |
| --- |
| **主　催** **埼玉労働局長登録教習機関　埼基（機関）登録 第342号** **有効期間 2029.3.30****一般社団法人 日本クレーン協会 埼玉支部****（登録番号 T5-0106-0500-2518）**〒330-0802　さいたま市大宮区宮町3-1-2　明治安田生命大宮ﾋﾞﾙ4階Tel 048-780-2213　 Fax 048-780-2216 |

****労働安全衛生法第61条に基づき、作

業床の高さ10メートル以上の高所作業

車の運転(道路上を走行させる運転を除

く)の業務は、『高所作業車運転技能講

習修了者』でなければ就業できないこ

とになっております。今般、下記要領に

より「高所作業車運転」を開催しますので、有資格者の育成のため積極的に受講されますようご案内申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　　　　　　　　　　　高所作業車運転技能講習実施要領　　　　

日時・会場等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 講習日時 | 講習会場 | 科目 | 時間 | 定員 |
| 学科 | 1. R6年 6 月 20日(木)
2. R6年 10月 17日(木)
3. R7年 2 月 14日(金)

種別イ 7：55～17：15　　ロ 7：55～15：05 | ㈱安全衛生推進会3F南浦和教育ｾﾝﾀｰ（さいたま市南区南浦和2-41-17） | 作業に関する装置の構造及び取扱い方法に関する知識　運転に必要な一般事項に関する知識関係法令学科試験(実技日に行う) | 5時間2時間1時間1時間 | 20名 |
| 実技 | 1. R6年 6月 22 日（土）
2. R6年10月19 日(土)
3. R7年 2月 15 日(土)

種別イ･ロ7：55～17：10 | ㈱デンコー 川越工場（川越市芳野台2-8-76） | 作業のための装置の操作実技試験(実技終了後) | 6時間1時間 |

【受講資格】

①　道路交通法による各種自動車免許証

イ

②　車両系建設機械（整地・運搬・積込用、基礎工事用、解体用）技能講習修了証

③　フォークリフト運転技能講習修了証

④　移動式クレーン運転士免許証

ロ

⑤　小型移動式クレーン運転技能講習修了証

【申込方法】所定の申請用紙(別紙1)の太枠に必要事項をご記入、免許証･修了証等の写し貼付のうえ

お申込み下さい。

【振 込 先】申込書にあり。

【講習時持参する物】講習当日に筆記用具･電卓、実技時：ﾍﾙﾒｯﾄ･ﾌﾙﾊｰﾈｽ・作業用手袋・安全靴が必要

になります。

・定員(20名)になり次第締め切ります。

・受講料は、お申込み後3日以内にお振込みをお願いします。

　　　 ※原則として受付後、取消しの申し出があっても受講料の返金、受講日の変更は行いません。

※遅刻、途中欠席、試験不合格等の場合は修了証の交付は出来ません。